

学校体育館への空調設置に係る補助事業の 期間延長を求める意見書

本年1月1日に発災した能登半島地震において、尊い人命が失われた。また多くの被災者が長期に亘る避難生活を余儀なくされた。

本市においては、南海トラフ巨大地震や上町断層帯の直下型地震が想定されており、避難所の環境保全の重要性は高く、避難所として指定されている小中学校、高等学校においても、体育館が活用できるように早急な空調整備の設置が求められてきた。そこで本市では、2025年度から5か年で市立の小中学校、高等学校及び支援学校の体育館に空調を整備することとなっている。

現在国においては、学校体育館への空調設備の設置に係る補助事業として、緊急防災・減災事業債や学校施設環境改善交付金がある。しかしながら、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間である2025年の時点で、緊急防災・減災事業債は終了、学校施設環境改善交付金は補助率の3分の1から2分の1への拡充期間が終了する予定となっている。

文部科学省がとりまとめた公立学校施設の空調設備設置状況を見ても、2022年9月1日時点において、全国の公立小中学校の体育館等への空調設備設置率は11.9%となっており、拡充には相当の期間を要するものと想定される。

よって本市議会は、国において下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1. 緊急防災・減災事業債の事業期間を延長すること。
2. 学校施設環境改善交付金の屋内運動場への補助率2分の1の期間を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

各宛